

平成15年11月21日(金)

○	開 会	10時00分
○	総務局	10時00分
○	報告事項説明	
○	質 問	10時19分
問	職員給与条例の一部改正について、国家公務員の給与引き下げに基づいた内容で今度の条例改正になったと思うが、概要でも書かれているように配偶者扶養手当の減額などかなり詳細にわたって手当の引き下げがなされることになる。不利益不遡及の問題でもう一度説明してほしい。また期末手当で1人平均どれぐらいの減額になるのか教えてほしい。	
答	10月10日に国会で法案が可決したその日に、組合に対して当局側から初めて引き下げの提案をした。したがって、法案に基づいてということである。不利益不遡及の原則というわかりにくい言い方をしたが、要するに4月に遡って支払いをしたものを見返させるという意味ではない。ただ、4月からこちらを見て民間との給与格差が出ている。これについて調整をしようということで、実態としては4月に遡るという言い方をしたほうが分かりやすいが計算上は4月以降の支払額について民間と差が生じた分を調整をするという措置で期末手当から差し引くということである。期末手当から差し引く額は1人当たり平均17万円程度になる。	
問	民間との差額調整という名目で引き下げを行っているが、このようなやり方は去年もあったと思う。市職員の年収は手当を含めて5年連続ダウンになっていると理解しているがそれでよいか。	
答	そのとおりで5年連続ダウンしており、今回が最大の下げであるという認識をしている。	
問	平均年収がどれだけ下がったかわかるか。	
答	手元に用意していないので後で資料を用意する。	
問	行政職の給料一覧表が資料についているがこれは基本給でこの上に諸手当がつく。実態としてよく分からない。後でもいいので諸手当込みで階級ごとの平均的な数値を出してもらわないと分からない。	
答	資料に示している給料表はいわゆる本給というものであり、広報ひめじ等で公表している。諸手当が非常に難しいのは年齢別でもあまり意味がないし、級別でも通勤手当が支給されていない職員と多くもらっている職員では5万円ほどの差があることがある。管理職手当ははっきりしているが、扶養手当や児童手当、時間外手当については部署によりかなり差がある。非常にばらつきがある。	
問	人事でモデルの賃金体系というものをつくっているはずだ。個人によって違うものはあるてもそういうモデルの賃金計算はあるはずだ。	
答	例えば40歳で妻一人、子二人というようなモデルを設定することはできる。	
要 望	課長クラスでモデルを立てて、その横に部長はどれくらい、局長はどれくらいというようなものを出してほしい。給料表にいくら加わるかというのが知りたい。	
問	扶養手当について公務員もこのような大きな金額を支給しているのか。給与の中に含まれているものだというのが今民間企業の考え方である。	
答	扶養手当について、民間はそもそも生活費として本給に入っているということであるが、私的なことになるが扶養手当をかなりあてにしている。本給にこれが入るという認識がなかった。これについてはやはり国家公務員の制度にのって運用をしているところであるので意外な感じをうけた。	
問	扶養手当が減ってでもその分は本給をあげるということで、そのほうが給料の公平感がある。国に準じているのであれば姫路市だけではどうにもならないが、民間はそういう考えだということである。	

- 問 通勤手当について市バスに乗ってもらわなければいけないということで、せめて職員の分だけでも利益をあげさせたい。ところが以前話があったように交通費だけもらって歩いてくるとかいうことがあった。それについてはどうか。
- 答 手当をもらって駅から定期も回数券も買わずにバスに乗らずに懐に入れているという事例は絶対にあってはならない。以前指摘をされたと聞いている。厳格に調査をして今ではない。回数券は認めるというスタンスである。運動のために歩く人は手当をもらわずに歩けばいいが、バスで来ようという人は市バスの定期を買えというようにしておく。われわれとしては市バスの実態を見るとフォローをしていきたいと思っている。
- 問 議員報酬については報酬審議会で答申をして議論して決定していく。一方、期末手当については報酬審議会かけずに自動的に職員と同じようにと条例上なっているのかどうか。例えればについては言えないが、できる限り多く基金を積んでいきたいと考えている。期末手当も含め年間を通じての報酬だと思うが、期末手当は審議会にかけないというのは不合理な部分があるのではないか。
- 答 報酬審議会というのはあくまで基礎を決める審議会であり、基礎を決めることによって期末手当に反映される。報酬審議会が期末手当を何ヶ月にしようかと決めるとなると大変な話になってしまう。報酬審議会は社会情勢に合わせて報酬の多い少ないを決めるものであるので、期末手当まで決めるというのは趣旨が違う気がする。
- 問 長期臨時職員の採用について、長期というのは何年かということがうたわれていない。何年ぐらいなのか。また、待遇面、社会保障などの整備はどうなっているのか。
- 答 長期というのは1年を想定している。短期は1、2ヶ月で一度1ヶ月休んでいただいてまた短期で2ヶ月というような回し方をしている。今でも職員が育休などで1年間とか休む場合があり、そういうところには長期ということで1年ごとの契約更新で採用している。長期の臨時職員については、手当が出たり、条件面も短期とは違うということであるが、議会の中で採用について見えにくいということが言われる。県が採用試験でやったり、他都市でもそういう傾向が出ていることから姫路市でも一度試験的に採用試験で10名募集してみようと取り組んでいる。
- 問 今の話で長期とは1年であるという。長期という言葉から10年とかだと思ってしまう。1年であれば長期という表現をせず1ヵ年としたほうが市民が応募するときに迷わなくていいのではないか。また給与はどれくらいか。
- 答 地方公務員法では臨時職員は6ヶ月という縛りがかかっているため6ヶ月まで更新ができる。総務省からきている分では1年を超えて行うことができないという言い方をしているため、この制度を使ってみようと思った。手当については日額6,500円を考えている。また通勤手当、職員並ではないが期末手当、また社会保険、健康保険、厚生年金、雇用保険もそれぞれ入っている。ワークシェアリングは1年雇用で2年まで延長できるという形で運用している。共済法の関係で1年を超えると厚生年金などから全部共済の方に制度が変わるために縛りがかかっていると思う。ただ運用としてはこれからいろいろと考えていきたい。
- 問 以前から言っているように勤務の合理化ということで、例えば用地買収の担当で深夜まで交渉しなければならないような場合、フレックスタイムを導入することがいいのではないか。労働時間が非常に長くなるため、職員の健康管理からいってこの制度の導入を考えたらいしいと思う。国も情報管理などの専門的な部署については導入したと発表された。ワークシェアリングで雇用して人員をを補い、一方では特殊な仕事をしている人に労働時間を有効に使ってもらうため、フレックスを導入するのがいい。
- 問 初歩的なことを聞くが、遡って給料を下げるることはできないわけだが、今回の改定で4月に遡って1.1%をずっと下げる、だいたい民間との差が17万円で、その分を期末手当から引くということか。

答	本給かけるマイナス1.1%、正式には1.07%と6月に既に払っている期末手当を民間と比較してみて個々に金額は違うが、12月期の期末手当で調整しようということである。これらが約17万円となる。
問	通勤手当を1ヶ月定期から6ヶ月定期分に変更にすると割り引き率が高くなるから少し安くなると思う。それと、4万5,000円の限度額を5万5,000円に1万円引き上げた。現行の1ヶ月定期でいくのと6ヶ月定期にして限度額を引き上げるのとではどれくらいの差があるか。
答	今の段階では1ヶ月でやっているので実際の数字はまだ出していない。
問	給料表はあるが、その他諸手当がわからない。予算では給与が約130億円で手当も約130億円となっている。それを見るだけでは給料表の倍が支給されているよう見える。よくわからないので給与体系の一覧表を見せてほしい。
答	支給額が給料の倍というのは否定しておかなければならない。諸手当には退職手当も含まれているし、手当をそのまま全部職員が分けているように言われると、それは違うと言っておかなければならない。
問	ラスパイレス指数を国は国家公務員並に合わせと言っている。以前も聞いたがどれくらいかけて指数を100にするのか。
答	今現在は103ぐらいであり、100に近づける努力をする。ただ国と比較をする上では上級職を計算から外したりしているためいつも矛盾を感じている。
問	公務員は社会保険料の掛け率が安いと思う。
答	この4月に都市共済が解散になったため、県の市町村共済になり保険料なども上がっている。
問	人事院勧告で民間給与はどうやって調べたか。
答	人事院が従業員100人以上でかつ事業所規模50人以上の全国8,100事業者に対して照会をした。
要望	以前本会議で競馬場存続について話した後、多くの人から存続を求める電話があった。競馬場をやってくれ、ガードマンが多いからこの地域は治安がいいと安心している、とのことだった。休みの日は運動公園として利用できるということもある。あれだけの競馬場が都市計画では公園と決定されているわけであるから、競馬をやめても使い道がなく、また県の土地もある。姫路市もできるだけ売上に努力して、4,000万でも5,000万でも配当金を得られるようにしてほしい。今まで長い間財源として生かしてきているわけであるから、市としてもそれなりの努力をして競馬場の存続に努力してほしい。
問	JRAは地域に相当お金を落としている。発売日を広げることによって周辺に迷惑さえかからなければ逆にガードマンがいるので安心だとかプラス面がある。競馬組合が周辺校区に説明した際に土日開催について地元から同意を得たということだが、何か条件をつけたり要望があった上での同意か、または単純に100%同意か。
答	要望については聞いていないので、確認をとる。
問	競馬場内の食堂などの業者については大丈夫か。
答	関係業者全てスムーズにいっていると認識している。
要望	姫路市にとって競馬場の存在は非常に大きいし、存続については来年度答えを出さないといけない。あの土地は都市計画上の公園であるし、ほとんどが県の土地だから他に有効利用ができない。それを踏まえてこれから最後の詰めをしてほしい。
問	JRAで他に土曜日もやっているところはないか。
答	ほとんど通常の分はウィンズでやっている。
問	土日の売上の比較をするとどうか。
答	売上比較はしていないが、GIの大きいレースがあるのは日曜日なので日曜のほうが多いと思う。

- 問 売上の伸びはどの程度だと思うか。  
答 6割程度伸びると思う。  
問 その6割程度の根拠は何か。  
答 こちらで計算したのではなく、JRAと競馬組合がこの程度見込めるだろうという数字を聞いたものを言った。  
問 姫路市に入ってくる分はどれくらいになるか。  
答 売得が市に入ってくるのではなく、兵庫県競馬組合が施設を貸したりして施設利用料として入ったり、あるいは駐車場収入として入ったり、売得金の歩合として入りである。  
問 市に入ってくる見込みはどれくらいか。  
答 今年の決算見込でだいたい1億6,000万円ぐらいが競馬組合に入り、来年度はそれが2億4~5,000万円ぐらいになる。収益が増えたら、単純には6%程度市の収入が増えるかと考えている。  
要 望 兵庫県競馬組合に対して芝生のグラウンドについては土日であっても地域住民に開放するように確認してほしい。  
答 グラウンドを使うのは支障がなく、確認もとっている。  
問 職員給与の額について、外郭団体の職員の扱いはどうなるのか。そんなに高くはないと思うので全て職員に合わせのではなく、給与に応じて対応を考えてほしい。  
答 状況をみて適正に行う。  
要 望 給与は組合との話で決まるのが基本と思うが不満が残るようでは市民サービスにも影響が出かねないので、今度とも十分な話し合いをしてほしい。
- 終了 11時40分  
○ 行政視察について  
○ 閉会 11時49分